

生活道路におけるゾーン対策 「ゾーン30」「ゾーン30プラス」の概要

交通規制課

「ゾーン30」

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

○「ゾーン30」における主な対策内容

～対策のポイント～

- ・ ゾーン内における走行速度の抑制
- ・ 通過交通（抜け道としての通行）の抑制・排除



※ 既存のゾーン30に、既に物理的デバイスが設置されている場合、最高速度30 km/hの区域規制拡大等の見直しや物理的デバイスの増設等対策の更なる充実について検討の上、地域住民等との合意形成を図りながら、整備計画を策定し、ゾーン30プラスに移行する。

<凡 例>

対策名	公安委員会の対策
対策名	道路管理者の対策
対策名	公安委員会又は道路管理者の対策

「ゾーン30プラス」

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、ゾーン30プラスでは、最高速度30キロメートル毎時の区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ハンプやスムーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図っています。

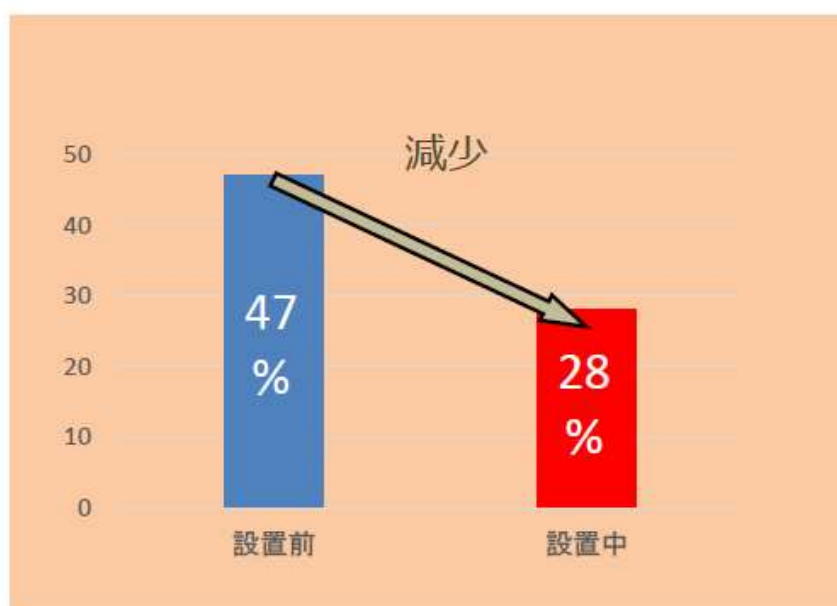
○「ゾーン30プラス」における主な対策内容



○ 物理的デバイスの設置による効果検証結果

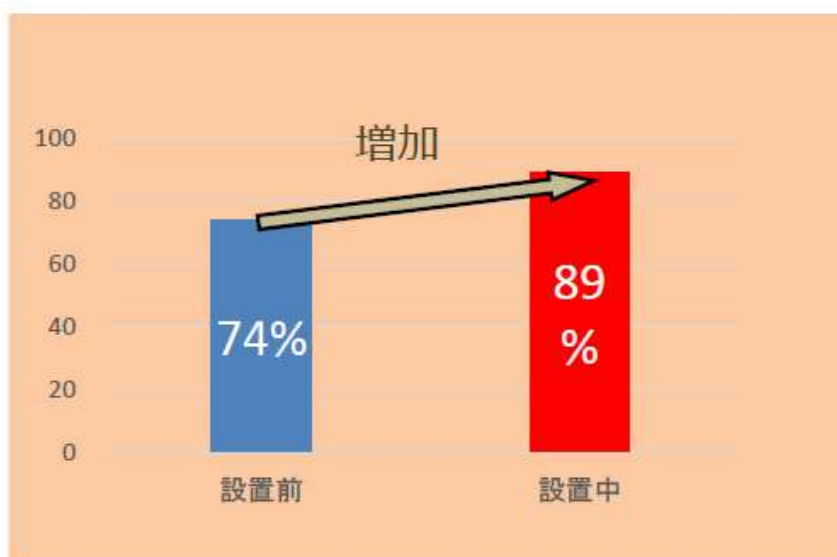
■ 各地(36都道府県)で設置したスムーズ横断歩道の設置効果検証結果

〈30km/hを超えて走行した自動車の割合〉



⇒ 30km/hを超えて走行する
自動車の割合が低下

〈横断歩道付近で停止又は徐行した自動車の割合〉



⇒ 横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる
場合の自動車の停止・減速割合が向上

- ※1 「30km/hを超えて走行する自動車の割合」は異常値を排除するため最大・最小値から各2.5%の値を排除している(信頼区間95%)。
- ※2 「横断歩道付近で停止又は徐行した自動車の割合」は歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合に通行した自動車を対象としている。
- ※3 本データはパンフレット「ゾーン30プラス～交通事故のない生活道路を目指して～」から抜粋したもの

5 高知県における 「ゾーン30」「ゾーン30プラス」対策

1 高知県のゾーン対策

平成24年度から県内9地区・18区域を整備しました。

(1) 「ゾーン30」整備箇所

- ア 平成24年9月14日 土佐警察署管内
吾川郡いの町枝川(1区域)
「枝川小学校西側住宅地」約18ha
- イ 平成25年11月21日 宿毛警察署管内
宿毛市桜町(1区域)
「宿毛小学校西側住宅地」約3.1ha
- ウ 平成26年2月23日 高知南警察署管内
高知市横浜新町(3区域)
「横浜ニュータウン内」約49ha
- エ 平成26年3月3日 安芸警察署管内
安芸市(2区域)
「安芸第一小、安芸中・高校周辺」約17ha
- オ 平成27年3月20日 香南警察署管内
香南市(5区域)
「野市町みどり野団地・みどり野東団地」約19.6ha
- カ 平成28年1月20日、21日 中村警察署管内
四万十市(2区域)
「中村小学校・中村中学校、市民病院周辺」約24.5ha
- キ 平成28年9月30日 須崎警察署管内
須崎市(2区域)
「須崎市緑町・須崎市赤崎町」約8.9ha
- ク 平成29年9月29日 高知警察署管内
高知市吉田町(1区域)
「一ツ橋小学校東側周辺」約6.8ha
- ケ 令和3年11月29日 高知南警察署管内
高知市長浜蒔絵台(1区域)
「蒔絵台内」約16.1ha



(2) 「ゾーン30プラス」整備箇所

令和5年度整備完了 中村警察署管内
四万十市「中村小学校周辺」
※上記カの中村小学校周辺に同じ